

1. 議事日程（令和元年第3回北広島町議会定例会）

令和元年9月26日
午前10時開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度北広島町一般会計補正予算(第2号)) |
| 日程第2 | 審査報告 | 決算審査特別委員会の審査報告 |
| 日程第3 | 議案第51号 | 平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第52号 | 平成30年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第53号 | 平成30年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第54号 | 平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第55号 | 平成30年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第56号 | 平成30年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第57号 | 平成30年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第58号 | 平成30年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第59号 | 平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第60号 | 平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第61号 | 平成30年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第62号 | 平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第63号 | 北広島町使用料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第64号 | 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第17 | 議案第65号 | 北広島町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第66号 | 北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第67号 | 北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第68号 | 北広島町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第69号 | 財産の取得について
(小型動力ポンプ付積載車(ダブルキャビン)) |
| 日程第22 | 議案第70号 | 財産の処分について
(犬追原工業団地) |

日程第23	議案第71号	工事請負契約の締結について (豊平診療所改修工事)
日程第24	議案第72号	令和元年度北広島町一般会計補正予算(第3号)
日程第25	議案第73号	令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第26	議案第74号	令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第27	議案第75号	令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第28	議案第76号	令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第29	議案第77号	令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第1号)
日程第30	議案第78号	令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第31	議案第79号	令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第1号)
日程第32	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第33	陳情審査	陳情第15号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書
日程第34	陳情審査	請願第1号 主要農作物(米・麦・大豆)種子法の廃止に際し、国民の食の権利と食の安全を守るために、公共財としての農産物の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める、意見書の提出を願う請願書
日程第35	陳情審査	陳情第13号 免税軽油制度の継続を求める陳情書
日程第36	発議第8号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
日程第37	発議第9号	主要農作物種子法を廃止する法律に対する意見書の提出について
日程第38	発議第10号	免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
日程第39	発議第11号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
日程第40	発議第12号	広島県境に接する益田市匹見町道川地区に計画されている(仮称)益田匹見風力発電計画に対する決議
日程第41		閉会中の継続審査の申し出(4件)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一	10番 梅尾泰文
12番 服部泰征	13番 伊藤淳	14番 中田節雄
15番 大林正行	16番 宮本裕之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

11番 室坂光治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	益田智幸
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政課長	植田優香
企画課長	砂田寿紀	税務課長	矢部芳彦	福祉課長	細川敏樹
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	川手秀則	町民課長	迫井一深	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長	中川俊彦		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。クールビズの取り組みにより、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案審議、採決となっております。質疑、答弁は、要点のみ簡潔に行い、採決では、起立なり挙手をはっきり分かるようお願いをしておきます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（宮本裕之） 日程第1、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） これは、台風等によって災害が起きた、その対策だと思いますが、なぜ専決なのか、臨時会を開くことができなかつたのであれば、その理由を、答弁をお願いします。
- 議長（宮本裕之） 財政課長。
- 財政課長（植田優香） 7月の大雨によって災害復旧をしなくてはいけない事案が発生しまして、早急に予算を組み、地域で復旧をしていただくことについては、早急に対応しなくてはいけないという判断をいたしまして、専決処分とさせていただきました。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 急ぐということは分かりましたが、なぜ、議会が開けなかったのかということが答弁がありませんでした。これは、主に7月21日、参議院選挙の投票日のときだと思いますが、レベル4が出されましたが、21日前後もあると思いますけども、7月30日に専決処分されています。この時期は、議会を開こうと思えば開けたと思いますし、その被害の全容等報告もする責任があると思います。報告と併せて臨時会で補正予算を提出するべきじゃなかったかと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（植田優香） 臨時議会を招集していただいて、臨時議会で議決をいただくという方法、手段もあったとは思いますが、今回は専決処分の対応のほうで予算化をさせていただいたということです。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） この間の議論では、専決処分というのは、特別な事情がない限りはやらないようにしようということが進められていると思います。やはり、今はっきりと実施した理由もないわけですから、やはり一定の時間が、開ける余裕があったわけですから、開くようにするかどうか、今後どうするか伺います。
- 議長（宮本裕之） 副町長。
- 副町長（中原健） 仰せのことはよく理解できますし、今後のことも考えていきたいと思いますが、今回のことにつきましては、特に、災害でも小規模のものがたくさんありました関係で、稲作等々影響が出るという可能性が多々ありましたので、今回のような措置をとらせていただいておりますので、この点をご理解いただければと思います。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件については、承認することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 決算審査特別委員会の審査報告

- 議長（宮本裕之） 日程第2、決算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第51号、平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第62号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてまでの決算認定関係12議案については、決算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。決算審査特別委員会、山形委員長。
- 決算審査特別委員会委員長（山形しのぶ） 決算審査特別委員会の審査報告をいたします。令和元年9月26日。北広島町議会議長宮本裕之様。決算審査特別委員会委員長山形しのぶ。平成30年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書。1、審査対象、議案第51号、平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号、平成30年度北広島町国民

健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号、平成30年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、平成30年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号、平成30年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号、平成30年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号、平成30年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第62号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について、2、審査期間、令和元年9月13日から9月19日。3、審査方法、令和元年9月6日、令和元年北広島町議会第3回定例会において決算審査特別委員会が設置され、平成30年度北広島町一般会計、9特別会計、水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、豊平病院事業会計決算認定についての12議案について、審査付託になった。よって、9月13日に決算状況について、各課から説明を求め、18日、19日に委員会において審査を行った。審査は、各会計ごとに質疑、全般の総括質疑、最後に本特別委員会としての採決を行った。4、審査結果、付託を受けた平成30年度北広島町決算認定関係12議案については、決算審査特別委員会として認定することに決定した。なお、決算審査特別委員会での審査過程では、意見、要望等も出ているので、今後の事業執行及び令和2年度予算編成の中に反映されるよう強く要望する。平成30年度は、北広島町まちづくり基本条例、第2次長期総合計画に基づき、新たな感動、活力をつくる北広島町、人の力があふれるまちという町の将来像を目指して、協働のまちづくり、人づくりに向けた事業を重点施策と位置付けられ、各種主要施策が展開された。平成30年度決算における健全化判断比率の実質公債費比率は15.2%で、昨年と対比すると、0.7ポイント、将来負担比率は87.8%で、6.2ポイント改善している。本町の財政状況については、第2次行政改革大綱、また、平成29年策定の第3次行政改革大綱に基づき、集中的な推進が図られた結果、平成30年度決算と合併時を比較すると、普通会計における町債残高は、約86億円の減少の約165億2500万円となり、財政調整基金積立金は、約11億5600万円増加の約12億6200万円となっている。しかし、財政調整基金積立金については、平成30年3月末には、約14億9500万円であったものの、1年間で約2億3300万円の減額となっている。地方交付税の合併特例加算の縮減など、一般財源の減少に伴う財源不足に加え、平成29年、平成30年に発生した災害の復旧に当たり、基金を取り崩しての繰り入れを行うなど、全体的に厳しい財政状況にある。本委員会では、13日に主要施策の成果に関する調書を主体とし、決算状況の説明を受けた。この調書の中では、成果と課題の記述が統一されておらず、今後、事業ごとに行政を評価し、成果と課題を明確にして、個別に記述するべきである。18日、19日に、本委員会において、歳入関係では、各会計とも不納欠損額及び収入未済額について多くの質疑が出ている。債権管理については、債権管理プロジェクトチーム発足後10年以上が経過し、各担当課ごとに努力も見られ、成果も上がってきているが、債権管理回収マニュアルなど活用し、関係課とより一層の連携を図り、さらなるきめ細やかな債権回収の取り組みを求める。歳出関係では、各種団体への補助金、交付金に対しての実施効果などについて、多くの質疑があった。支出された効果が出ているのかを再度検討、評価

し、事業を選択していく必要がある。その他、公共交通網整備に向けたバス運行、公共施設管理、新規定住施策、協働のまちづくり、子育て支援、有害鳥獣対策などの質疑が行われた。少子高齢化が進む中、行政には、定住と雇用、住民の生活向上、福祉サービスの充実が求められていることは、言うまでもない。本委員会での審査過程の意見等を再度認識するとともに、限られた財源で、最大の効果を上げられるよう、町長、管理職及び職員個々がより厳しさをもって事務執行に当たられるよう求めて、報告といたします。以上となります。

- 議長（宮本裕之） これで、委員長報告を終わります。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第51号 平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（宮本裕之） 日程第3、議案第51号、平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第51号、平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。決算の認定に当たって重視すべきは、町民の暮らしがますます厳しくなっている中で、自治体本来の仕事である住民福祉の向上のための仕事をしているかどうかです。町は、主要施策の成果に関する調書の総論で、アベノミクスの成果は地域にも波及している。地方における経済の好循環の動きが生まれ始まっていると、政府の見解をそのまま引用し、北広島町の個人消費等の動向などは分析していません。北広島町の経済状況は、好循環どころか、質疑で明らかになったように、職を失う人もおり、年金も減って、個人町民税や固定資産税など、払いたくても払えないほど厳しい状況です。にもかかわらず、住民福祉を守る仕事と逆行する事業があり、一般会計決算の認定に反対します。反対する理由の第1は、千代田のまちづくり拠点整備のための設計等2970万円です。この事業は、まちづくり拠点整備検討委員会で議論されてきましたが、委員から、予算や財源が分からない、予算規模を示してもらわないと議論が進まないとの意見が出たにも関わらず、町は、ある程度機能が固まった段階で、概略の予算規模を検討して提示したいと第1回検討委員会で回答いたしました。しかし、最後まで10億円の予算規模は提示していません。にもかかわらず、実施設計、入札の公告で初めて10億円以内との予算規模を提示しています。さらに町議会にも事前に予算規模の説明は行っていません。財政が厳しい北広島町にも関わらず、正式な検討委員会や議会、住民に事前に説明も議論もすることなく、10億円以上もの箱物をつくることは、到底認めることはできません。第2に、予算を使い切れず残ったお金7億4000万円もの不用額が出たのに、住民のために活用しなかったことです。監査委員の意見書でも、全体的に不用額が多い、予算額の精算と見積もりを精査し、適正な予算整理を行い、事業の執行に努めるよう強く求めると指摘しているにも関わらず、3月末にしか分からず、使えないと反省もしませんでした。しかし、不用額は3月末に一気に出るわけではなく、年度途中でも事業の精算や予算の見直しは可能であり、それを行わなかったことは、住民への思いやりがないからと考えます。

第3は、バス運行事業でホープタクシー料金を下げて実証運行していないからです。地域公共交通会議の議事録では、ホープタクシー料金について意見が出たのは、平成28年3月の第4回会議において、町長から、料金500円がもっと安くなれば、利用率も多くなるのではないかという気がすると発言したぐらいで、その後は、議論もないことは明らかです。にもかかわらず、町長は一般質問の答弁で、公共交通会議というきちっとした会議の中で、いろんな各方面の議論をした結果で、料金を下げても利用者の倍増とはいかないと断言しました。町長は、町民の代表です。町民が高過ぎると悲鳴を上げているにも関わらず、その声を公共交通会議で主張し続けることができず、料金を下げた実証運行もしなかったことは、認めることはできません。第4は、職員の旅費日当廃止の強化をしていないことです。旅費日当の廃止は、一旦は町議会で否決されたものを次の議会に再提出し、強引に可決したものです。にもかかわらず、その効果を検証せず、支払いしないで400万円程度浮いたぐらいの話では、議会と住民をないがしろにしたと受け止めざるを得ず、納得できません。第5は、解放団体への補助金です。未だに差別はあるとの認識だけで、解放団体活動費の85%もの補助金を出し続け、かつての悲劇を思い起こすような驚くべき認識を示されたことは、真に差別を解消させることとは逆行するものです。この補助金はきっぱり廃止すべきものであり、認めることはできません。以上を主な理由として、決算に対し、到底認定できないことを表明します。議員各位のご賛同お願いいたします。

- 議長（宮本裕之） 次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに、賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第51号、平成30年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第52号 平成30年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（宮本裕之） 日程第4、議案第52号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第52号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計決算の認定に対し、反対討論を行います。平成30年度は、県に単位化され、国保税の統一保険料に向けた最初の年です。統一保険料は、北広島町として努力し、医療費を下げても、それは反映されず、大幅な値上げ、際限ない徴収強化が行われ、6年後には1人当たり16%も値上げされるものです。今でも高過ぎる国保税は、社会保険の約2倍にもなり、払いたくても払えず、滞納者は依然として多く、悲鳴が上がっているものです。質疑では、収入の少ない人に対し、相談に応じて分納を進めているというものの、悪質でないのに資格証を発行し続けています。資格証は窓口で医療費を全額支払わなければならない、受診抑制で命に関わるとして、多くの自治体で発行を止めているものであり、それを当然とする国保決算は認めることはでき

ません。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（宮本裕之） 賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第52号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第53号 平成30年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（宮本裕之） 日程第5、議案第53号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第53号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第54号 平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（宮本裕之） 日程第6、議案第54号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第54号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第55号 平成30年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（宮本裕之） 日程第7、議案第55号、平成30年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2

番、美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第55号、平成30年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算を認定できないので、その理由を述べます。平成30年度の介護保険は、第7期介護保険計画に基づき、保険料を改正し、県内で最も高くしています。こんなに高くなつては、お年寄りの負担は大きくなり、質疑でも、払うことができない人が少なくないことが明らかとなりました。そもそも介護保険制度とは、介護が必要になった高齢者を社会全体で支える仕組みです。ところが、介護保険が始まった当初の保険料に比べ、18年で2.3倍にもなり、滞納すると利用料は全額自己負担となります。これでは、介護が必要なお年寄りが、介護保険を使用することはできなくなってしまいます。にもかかわらず、払える保険料にするための一般会計からの繰り入れも不十分であり、決算に反対せざるを得ません。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） 賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第55号、平成30年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第56号 平成30年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（宮本裕之） 日程第8、議案第56号、平成30年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第56号、平成30年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第57号 平成30年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（宮本裕之） 日程第9、議案第57号、平成30年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第57号、平成30年度北広島町芸北財産区特

別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第58号 平成30年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮本裕之） 日程第10、議案第58号、平成30年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第58号、平成30年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第59号 平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮本裕之） 日程第11、議案第59号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第59号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第60号 平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮本裕之） 日程第12、議案第60号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありますか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第60号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計決算の認定に対し、反対し、討論を行います。この決算には、後期高齢者医療保険料が平均653円上がり、3年間連続で引き上がったものを含んでいます。その主な要因は、低所得者や被扶養家族の軽減措置が削減されたためであり、弱い者いじめであることがますます

明らかとなりました。介護保険料が大幅に上がり、年金は減らされ、今年からは消費税が増税されます。その上、後期医療の保険料の引き上げは高齢者に大きな負担になり、暮らしを脅かすものです。私は、以前から後期高齢者医療制度の仕組みが、後期高齢者の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料の値上げに直結しており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度であるため、繰り返し廃止を求め続けてきました。よって、保険料負担増を含む議案第60号に反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） 賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第60号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第61号 平成30年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（宮本裕之） 日程第13、議案第61号、平成30年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は原案可決及び認定です。委員長の報告のとおり原案可決及び認定とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第61号、平成30年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり原案可決及び認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第62号 平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について

○議長（宮本裕之） 日程第14、議案第62号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第62号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第63号 北広島町使用料条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第15、議案第63号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第63号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第64号 北広島町消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第16、議案第64号、北広島町消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。10月からの消費税増税に伴い、使用料や手数料を引き上げる条例で13件提案されています。このうち、納められた消費税全てを国に納税するかどうか、また、しないものは何か、伺います。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 消費税の取り扱いでございます。消費税の取り扱いにつきましては、地方公共団体におきましても、消費税の納税義務が発生するということがございます。しかしながら、地方公共団体は、さまざまな特例が設けられておりますので、申告義務が免除されているものが多くございますので、今回上げさせてもらったものにつきましては、申告義務が発生している課税対象のものを規定している条例を上げさせていただいております。この中で、全てにおいては、申告納税義務が発生しておりますけれども、1000万円以下の場合につきましては、納税義務が免除ということがありますので、全てを納税しているものではございません。納税しているものにつきましては、第1条のきたひろネットの利用料、そのほか下水に関するもの、農集に関するものにつきましては、申告納付をしているものでございます。以上です。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 1000万円以下のものについては、申告免除されてるんですが、特例で、例えば消防手数料、そういうものとか、一般会計に所属するもので納めなくていいものがあるというふうに財政課からも聞いてるんですが、それはいいですか、確認します。
- 議長（宮本裕之） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（植田優香） 納めなくてよいものというところの意味がちょっとよく分からないところがあるんですけども、一般会計については、課税標準額に対する消費税額と課税仕入れ額に

係る消費税、その他控除することができる消費税の合計額等は、同額であるものとみなされるというところが、消費税法で決まっておりますので、ということは、これらの一般会計については、納付税額、還付税額ともに発生することはないというふうに理解をしております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） ですから同額になるもの、仕入れと売上げが同額なるものは納めていない。しかし、住民の皆さんから、消費税は徴収されるわけですね。今回もその部分が入ってるし、決算書見ても、一般会計では公課費はありません。自動車だけです。この住民の皆さんから集められた一般会計関係の集める消費税、同額の部分でいいですけども、総額で幾らになりますか、伺います。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） お尋ねの、住民の皆さんから集めた使用料に関する消費税についての総額については、算定をしております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第64号、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に対し、反対討論を行います。この条例は、10月からの消費税増税に伴い、北広島町の使用料や手数料を引き上げるものです。しかし、消費税増税に対し、こんな経済情勢で増税を強行していいのかという声は、消費税増税に賛成する人たちの中からも上がってきています。そのため、町民の暮らしを直撃する消費税増税とともに、それに伴う、先ほど質疑でもやりましたが、使用料、手数料の引き上げは中止すべきです。しかも、消費税増税分を上乗せしても、国に納める必要のないものも含まれています。町民の暮らしが厳しく、町民税や固定資産税、国保税なども支払えない方が少ない中で、これ以上の負担を求めるべきではありません。よって、この条例に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） 賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第64号、北広島町消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第65号 北広島町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第17、議案第65号、北広島町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第65号、北広島町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第66号 北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第18、議案第66号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第66号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第67号 北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第19、議案第67号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第67号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第68号 北広島町印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第20、議案第68号、北広島町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第68号、北広島町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第69号 財産の取得について

- 議長（宮本裕之） 日程第21、議案第69号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第69号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第70号 財産の処分について

- 議長（宮本裕之） 日程第22、議案第70号、財産の処分についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この件について、全員協議会において、公売の公募期間が1週間と短かったのはなぜかと伺いました。答えでは、短いかもしれないが、公募したのは公平だった。問い合わせもなかったとの説明がありました。しかし、既に町内の工業団地は完売し、新たな造成が必要と言っているときに、このように急ぐ必要があったのはなぜか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 大朝地域の工業団地の売買につきましては、問い合わせ等がほとんどない状況の中、7月下旬に当該用地の売買について問い合わせがあり、企業ニーズに迅速に応え、機を逸することなく、工業用地の有効活用を図るため、募集要領を策定し、対応させていただいたということでございます。
- 議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 事前に知らせているかもしれませんが、正式には1週間だと。問い合わせがなかったのは、この期間が短かったのではないか。公平というなら、もう少し公募期間を長くする必要があったんじゃないか、皆さんにお知らせできるように、どうお考えでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 募集期間につきましては、8月19日月曜日から8月26日の8日間でございます。工業団地の土地については、企業誘致という目的で造成されております。一般の遊休地とは異なりますので、犬追原工業団地企業用地販売募集要領を策定いたしまして、公募をさせていただいております。応募様式につきましては、事業計画及び地域の活性化の寄与等6項目について概要を記載していただくもので、各項目とも記述に多くの時間を必要とするものとはしておりませんでした。従いまして、募集期間については適正であったと考えております。

- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第70号、財産の処分について、反対討論を行います。これは、訴訟によって買い戻した大朝の犬追原工業団地の土地を売却するための議案です。質疑でも指摘したように、町内の工業団地は完売し、新たな工業団地の造成を県に求めている中で、1週間という極めて短期間の公募で売却することは、他の企業との公平さがなく、さらに、もともとの価格より約800万円も安い価格で売却することは、町民の貴重な財産との認識がないと言わざるを得ません。そのため、この議案に反対せざるを得ません。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） 賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第70号、財産の処分については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第71号 工事請負契約の締結について

- 議長（宮本裕之） 日程第23、議案第71号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） この議案は、豊平診療所の改修工事1億945万円の契約の議案ですが、広島市内の業者が請け負っています。地元業者は、下請など受注できるように元請と協議しているか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 答弁を求めます。保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） この工事につきましては、市内の業者のほうにお願いしております。下請につきましては、元請業者と相談し、今後、話をしていく段階でございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（宮本裕之） 挙手多数です。従って、議案第71号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。11時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 58分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第72号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮本裕之） 日程第24、議案第72号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、真倉議員。

○3番（真倉和之） 3番、真倉です。これは、歳入歳出は関係ないですか。それでは、歳出の21から22ページの土木費の河川費のほうでお伺いをしてみたいと思います。今朝もお話がありました。7月21日の発生した大雨での災害対応の補正予算ですが、非常に早い対応だと思っておりますが、河川の堆積土が多いために、護岸を水が超えて田んぼに入り、農業災害が発生しておりますが、普通河川、砂防河川の堆積土の除去は、この補正予算の中に含まれておるんかどうか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 河川維持修繕事業の工事請負費の補正のことでございますが、7月豪雨でかなりの災害が発生をいたしました。この工事請負費につきましては、そもそも災害の査定に申請できないような小規模なもの、それから災害の査定を経て、補助の対象とならなかったようなもの、それから工事中にその他の外的要因によりまして、どうしても単町で維持対応してまいらなければならないもの等々を想定しております。議員ご指摘のとおり、道路へ冠水及び田への浸水被害が出ておる普通河川の堆積土も現状把握しておりますので、できる限りの対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 僕がこうして聞かせていただくのは、例の漁業組合との関係が出てまいりますので、そこらを踏まえての対応をお願いしたいというように思います。以上です。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 河川内の工事につきましては、漁期の関係がございますので、定められた期間の中でしか工事を行うことができません。濁り、また悪水処理対策等も含めまして、当然ながら、漁協との協議を重ねて適正に対処してまいりたいと考えます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。歳出10ページ、私立保育所運営費補助金191万7000円ですが、これは副食費を無料にする予算と思いますが、北広島町は一部ということは、先日質疑の中でありましたが、県内過疎自治体はほとんど無料にしています。なぜ、北広島町は一部の無料にとどまるのかと聞いたところ、在宅の子との公平さということが言われました。しかし、平成31年4月1日現在の3歳から5歳児で、保育施設入所児童数は、町内の方で346人、同時期の人口は357人で、保育施設に預けられていない子は11人しか、この数字からは見てとれません。98%入所しております。それでも在宅との不公平というのか、伺い

ます。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 3歳以上の児童が大半が入所されていることは、実態は把握しておりますが、副食費の徴収についての基本的事項として、在宅で保育をされる方もわずかおられますので、やはり公平性という意味で、副食費は徴収するという結論に至りました。以上です。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 国のほうが、そういうふうにしろということやってると思うんですけども、副食費を保護者から今度は徴収することになります。こども園などは大変な事務量の負担になります。また滞納すれば、退所を強要することにつながるのではないかと心配されますが、そういうことはないでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 副食費の徴収でございますが、おっしゃるとおり、公立は町で徴収しますが、私立については各園で徴収していただくということで、保育料が発生する対象者も含めての徴収となりますので、滞納が発生するおそれもありますが、保育料等含めて滞納が発生しないように各園で対応されると思いますし、その面では、町としても十分に実態を把握しながら、進めていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 保育料滞納すれば退所になるというのは、先日言われました。そうならないようにするということですが、なった場合にどうするのかということ伺っているわけです。その辺伺います。今回の国の無償化によって、これまで町が独自に行っていた保育料減免の財源が浮くことになると。先日の質疑では年間約4600万円とのことですが、副食費を完全無料にするためには1400万であり、十分賄えるんじゃないかと。他の過疎自治体は、人口減少を何とか食い止めたいと副食費を無料にしていますが、主食費も無料にしてるところありますが、なぜ北広島町は無料にできないのか、先ほど不公平さというのがありました。他の自治体やっているのになぜやらないのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 1つ目の副食費のことでございますが、やはり各園と利用者との契約の中で、保育料を納めることはもちろんですが、副食費の徴収についても、その中に盛り込まれるということで、契約どおりの執行を園のほうから促すという形になりますので、利用者もこれ守っていただくという観念から進めていただくというふうに認識しております。それから、副食費を全額、全ての対象者の方に補助をすればということでございますが、これについては、おっしゃるとおり、年間約1400万の財源が必要となります。この辺りも国の無償化によりまして、国からの交付金が入ってまいりますけども、やはり児童福祉だけの観点からいえば、おっしゃるとおりだと思いますけども、町財政全体と切り離して考えることはできませんので、やはり町財政全体との兼ね合い含めて考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。全協でも説明があったんですが、歳出の10ページ、町内医療機関施設整備交付金で2700万を大朝ふるさと病院へとなくなってるんですが、社員として関わっていることは分かるんですが、あくまで民間病院ということで、町として、今後どのように関わっていくのか、そのスタンスをちょっと教えていただきたいです。

- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 町として、今後どのように関わっていくかということでございます。町としては、やはり大朝地域には、大朝ふるさと病院のみしか医療機関がございません。ですので、大朝地域の医療機関が残っていくように、継続してできるよう支援していくということでございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 服部議員。
- 12番（服部泰征） これからも活動を見守るけど、一旦は、これはこの金額を出して、また今後どうなるか、見守る形ということですかね。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 今後についてでございます。全員協議会のほうでも説明させていただきましたように、今後は、町のほうが出資しておりますお金のほうも整理をさせていただく中で、一体的な経営ができるような形を大朝ふるさと病院とも協議をしております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。14番、中田議員。
- 14番（中田節雄） 14番、中田です。財産収入なんですけど、その中で、土地売却収入で1140万ちょっと出ております。このことについては、先ほど財産の処分について議決をされたところでありますが、この土地については、手続上は何ら問題がなかったものと考えております。しかし、取得者が隣接地であること、なおかつ地元企業であること、そういったことを考慮に入れたのかどうか。価格については、不動産鑑定評価とか、また評価額、これを基にされているという話でありますけども、先ほど述べた隣接地であること、その隣接地の企業であること、地元企業であること、こういうことを参考にされたのかどうか、最終的に価格は、町長が決定するものであると思っておりますけども、その点はどういうふうに考えられたのか、お伺いいたします。
- 議長（宮本裕之） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 今回、売買契約をさせていただく相手方につきましては、隣接地の方ということになりますけども、公募ということですので、一応公平性の部分について、一応保ちながら募集をかけていたということでございます。
- 議長（宮本裕之） 中田議員。
- 14番（中田節雄） 商工観光課長から答弁がありましたが、公募をかけて公平性の観点からということであります。しかし、やはり地元企業育成という大きな目標もあるわけなんです。なおかつ、そこに雇用されている方もたくさんある。そして、やはり手続上は問題なかったとはいえ、最終的に価格決定は町長にあるわけなんですけども、町長がどういうふうに判断されたのか、そこところお伺いしたいわけなんです。
- 議長（宮本裕之） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 価格決定についてでございますけども、実際近隣の売買実例等が余りないという状況でございました。従いまして、固定資産税評価額を基準として売買させていただいております。
- 議長（宮本裕之） 中田議員。
- 14番（中田節雄） そのことについては、全員協議会あたりでも説明を受けました。しかし、私が指摘したいのは、隣接地の企業であること、そして地元企業であること、そのことをどう

いうふうに考慮に入れたかどうか、やはり最終的な価格決定というのは町長にあるわけですから、そこのところは考慮されたかどうかを聞いているわけであります。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 隣接地ということでございますけども、実際公募をかけて、隣接地の方が手を挙げていただいたと。事前にそういった問い合わせもいただいておりました。そういったところで、迅速に対応していくという部分で考慮したというところでございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 何回も質問して悪いんですが、一番聞きたいのは、公平の観点は、確かにいいんでありますが、どういうふうにそこのところを隣接地であること、地元企業であることがどういうふうにそこに考慮されたかをお伺いしたいわけであります。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 町有地の売却ということでありますので、相手がどういう方によってどうこうするという形ではなくて、公平性を保つために固定資産税の評価額で売買をさせてもらうということであります。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第72号、令和元年北広島町一般会計補正予算第3号に対し、反対討論を行います。今年10月からの消費税増税に伴い、保育所やこども園の3歳から5歳の保育料が無料になります。しかし、国は副食費は無料にせず、保護者から徴収することとしています。そのため、広島県内では、過疎自治体である7市町が人口減少を克服するためとして副食費を無料にし、子育てを応援しています。さらに主食費、ご飯も無料にする自治体もあります。ところが、北広島町は国が無料にする乳幼児を除き、低所得者を無料にしますが、ほんの一部にとどまっています。町内の3歳から5歳の子どもの98%は、保育施設に入所しており、在宅の子との不公平さもほとんどありません。また、保育施設の徴収事務負担も大きく軽減されます。質疑では、滞納すると、保育所から、こども園から退所になるということにつながることも明らかになりました。副食費を無料にするためには、これまで北広島町が行っていた保育料の減免分、これが国から交付されるために、新たな財源が年間4600万円も生み出されます。それで十分副食費の無料は賄えます。にもかかわらず、3歳から5歳の副食費を完全無料にしない補正予算には反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） 賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第72号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第73号 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第25、議案第73号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正

予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第73号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第74号 令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本裕之） 日程第26、議案第74号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第74号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第75号 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第27、議案第75号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第75号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第76号 令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本裕之） 日程第28、議案第76号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第76号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第77号 令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第29、議案第77号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第77号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第78号 令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第30、議案第78号、令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第78号、令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第79号 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本裕之） 日程第31、議案第79号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第79号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（宮本裕之） 日程第32、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。文教厚生常任委員会、山形委員長。
- 文教厚生常任委員会委員長（山形しのぶ） 委員会審査報告をいたします。令和元年9月26日、北広島町議会議長宮本裕之様。文教厚生常任委員会委員長山形しのぶ。委員会審査報告。令和元年9月6日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第15号、件名、教職員定数改善の義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書。審査の結果は、採択です。こちらの陳情第15号については、意見書の提出をいたします。理由といたしまして、子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件を整備する観点から採択といたしました。以上、報告とします。
- 議長（宮本裕之） 続いて、産業建設常任委員会、湊委員長。
- 産業建設常任委員会委員長（湊俊文） 審査報告をいたします。令和元年9月26日、北広島町議会議長宮本裕之様。産業建設常任委員会委員長湊俊文。委員会審査報告。令和元年9月6日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、請願第1号、件名、主要農作物、米・麦・大豆、種子法の廃止に際し、国民の食の権利と食の安全を守るために、公共財としての農産物の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出を願う請願書であります。審査の結果は、採択。採択理由は、請願第1号、参議院附帯決議にあるように、都道府県での財源確保、種子の国外流出禁止、種子独占の弊害の防止など懸念がある。このうち、都道府県での財源確保に関しては、広島県での施策があるため、種子の国外流出禁止、種子独占の弊害の防止の観点から、採択とします。事件の番号、陳情第13号、免税軽油制度の継続を求める陳情書。審査の結果、採択です。理由、陳情第13号、軽油取引税の課税免除の特例措置が失効となれば、北広島町のスキー産業経営、農林業経営等の維持に影響を及ぼしかねない。よって、この免税軽油制度の継続を求める観点から採択としました。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 陳情審査

- 議長（宮本裕之） 日程第33、陳情審査を行います。陳情第15号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第15号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 陳情審査

○議長（宮本裕之） 日程第34、陳情審査を行います。請願第1号、主要農作物、米・麦・大豆、種子法の廃止に際し、国民の食の権利と食の安全を守るために、公共財としての農産物の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出を願う請願書を、議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、請願第1号、主要農作物、米・麦・大豆、種子法の廃止に際し、国民の食の権利と食の安全を守るために、公共財としての農産物の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出を願う請願書を採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第35 陳情審査

○議長（宮本裕之） 日程第35、陳情審査を行います。陳情第13号、免税軽油制度の継続を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第13号、免税軽油制度の継続を求める陳情書を採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 発議第8号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出
について

- 議長（宮本裕之） 日程第36、発議第8号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。さまざまな場で、働き方改革が進められている今、学校においても働き方改革が進められている。学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの豊かな学びを保障することにつながるが、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ、学校の働き方改革にはつながらない。これには、自治体だけでは限界があり、国の施策として、法改正や財源保障が不可欠である。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、その結果、地方自治体の財政も圧迫され、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。豊かな子どもの学びを保障する条件整備は不可欠であり、こうした観点から、本議会は、政府に対し下記の事項を実施されるよう強く要望する。1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和元年9月26日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。
- 議長（宮本裕之） これで意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。8番、山形議員。
- 8番（山形しのぶ） 発議第8号、令和元年9月26日。北広島町議会議長宮本裕之様、提出者、北広島町議会議員山形しのぶ、賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同敷本弘美、同大林正行。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、提出します。趣旨といたしまして、子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、政府に対して、計画的な教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元することを求めるものである。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、発議第8号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩します。午後1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 00分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 発議第9号 主要農作物種子法を廃止する法律に対する意見書の提出について

○議長（宮本裕之） 日程第37、発議第9号、主要農作物種子法を廃止する法律に対する意見書の提出についてを議題といたします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 主要農作物種子法を廃止する法律に対する意見書案。平成29年4月14日、主要農作物種子法、以下種子法という。廃止法案が可決成立し、平成30年4月より種子法は廃止された。これによって、昭和27年より日本の農業と食生活を支えてきた米、麦、大豆という主要農作物の種子を100%国産で賄ってきたことの法的な根拠及びその財源の支出根拠もなくなった。特に基幹作物としての米は、民間企業の参入による種子価格の高騰、優良品種の維持や開発の衰退、各地域にあった品種の多様性の喪失など、深刻な影響を及ぼすことが懸念される。また、種子法廃止と併せて導入される農業競争力強化支援法では、種子その他種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成、その他の種苗の生産及び供給を促進する。行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間業者への提供を促進するとしており、国民の共有財産である種子技術の国外への流出、さらには、一部企業が種子を独占しかねない。長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配することの懸念も指摘されており、北広島町の農業、農家、消費者にとっても、これらは重大な問題である。種子法の廃止に当たり、参議院では、附帯決議として、都道府県での財源確保、種子の国外流出禁止、種子独占の弊害の防止などを求めている。種子が持つ高い安全性と公共性こそが日本の主要農作物の強みである。よって、北広島町議会は、食料の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するため、新たな法整備などを求めるとともに、都道府県への財政的支援など積極的な施策を行うよう強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和元年9月26日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、財務大臣。

○議長（宮本裕之） これで意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。13番、伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 発議第9号、令和元年9月26日。北広島町議会議長宮本裕之様、提出者、北広島町議会議員伊藤淳、賛成者、北広島町議会議員濱田芳晴、同湊俊文、同亀岡純一、同室坂光治。主要農作物種子法を廃止する法律に対する意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、この意見書提出については、令和元年第2回定例会において、請願第1号で、産

業建設常任委員会が付託を受け、今定例会で採択としたものである。平成30年4月に施行された主要農作物種子法を廃止する法律により、日本の農業と食生活を支えてきた米、麦、大豆という主要農作物の種子を100%国産で賄ってきたことの法的根拠及びその財源の支出根拠もなくなった。特に基幹作物としての米は、種子価格の高騰、優良品種の維持や開発の衰退、各地域にあった品種の多様性の喪失など、深刻な影響を及ぼすことが懸念される。長期的には、世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配することの懸念も指摘されており、北広島町の農業、農家、消費者にとっても、これらは重大な問題である。食料の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するため、新たな法整備などを求めるとともに、広島県への財政的支援など、積極的な施策を行うよう強く求めるため、意見書を関係機関に提出するものである。

- 議長（宮本裕之） これにて趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、発議第9号、主要農作物種子法を廃止する法律に対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 発議第10号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

- 議長（宮本裕之） 日程第38、発議第10号、免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 免税軽油制度の継続を求める意見書案。免税証による軽油引取税の課税免除、免税軽油の特例、地方税法附則第12条の2の7、が令和3年3月31日までとなっている。西日本有数のスキー場を抱える本町では、スキー客減少、また降雪量不足によりスキー産業の衰退を余儀なくされている。一方、中山間地の本町農林業においても、多くの事業者がこの免税軽油制度を利用されている。農地保全、森林保全による多面的機能を認識していただき、農林業経営者の窮状支援を求めるものである。この軽油免税制度が失効すれば、本町のスキー産業者、農林業者が苦しい経営をする中で、一段と経営が圧迫され、廃業への一途をたどることが考えられる。よって、この軽油免税制度の継続を行い、スキー産業者、農林業者へのさらなる経営支援を求めるとともに、併せて軽油免税制度の事務事務の簡素化を求める。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和元年9月26日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、財務大臣。
- 議長（宮本裕之） これにて意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。4番、湊議員。
- 4番（湊俊文） 発議第10号、令和元年9月26日。北広島町議会議長宮本裕之様、提出者、北広島町議会議員湊俊文、賛成者、北広島町議会議員伊藤淳、同濱田芳晴、同亀岡純一、同室坂光治。免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について。標記の議案を、次のとおり地方

自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、軽油引取税の課税免除の特例措置が失効となれば、北広島町のスキー産業経営、農林業経営等の維持に影響を及ぼしかねない。よって、この軽油免税制度の継続を求めるよう、国に要請するものである。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、発議第10号、免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 発議第11号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（宮本裕之） 日程第39、発議第11号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書案。過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して、総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として、健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和元年9月26日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

○議長（宮本裕之） これで意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。3番、真倉議員。

○3番（真倉和之） 発議第11号、令和元年9月26日。北広島町議会議長宮本裕之様、提出者、

北広島町議会議員真倉和之、賛成者、同森脇誠悟、同梅尾泰文、同服部泰征、同中田節雄。新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。標記の議案を、次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨であります。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することから、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化されるよう、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を提出することについて、議会の議決を求めるものである。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、発議第11号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 発議第12号 広島県境に接する益田市匹見町道川地区に計画されている（仮称）
益田匹見風力発電計画に対する決議

○議長（宮本裕之） 日程第40、発議第12号、広島県境に接する益田市匹見町道川地区に計画されている、仮称益田匹見風力発電計画に対する決議を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 発議第12号、広島県境に接する益田市匹見町道川地区に計画されている、仮称益田匹見風力発電計画に対する決議。上記の決議案を次のとおり提出します。令和元年9月26日。提出者、北広島町議会議員亀岡純一、賛成者、北広島町議会議員山形しのぶ、同敷本弘美、同美濃孝二、同大林正行。広島県境に接する益田市匹見町道川地区に計画されている、仮称益田匹見風力発電計画に対する決議案。広島県境に接する益田市匹見町道川地区に計画されている、仮称益田匹見風力発電計画について、広島、島根両県の地元住民などが不安の声を上げている。特に広島県を代表する八幡高原の景観と自然を先祖代々受け継いで生活してきた八幡地区住民と各方面で八幡にゆかりのある方々の建設反対の思いは大変切実である。当議会として、慎重に審議した結果、地球温暖化防止や地球環境の保全の観点から、自然の力を利用するエネルギーの重要性については認識しているものの、当該事業は、先人から守り続けてきたかけがえのない自然環境を失い、愛される眺望景観を失い、近隣住民の穏やかな生活環境を失うなど、多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、北広島町八幡地区に隣接するエリアでの風車の建設に反対する。以上、決議する。令和元年9月26日、広島県北広島町議会。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙

手全員)

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、発議第12号、広島県境に接する益田市匹見町道川地区に計画されている、仮称益田匹見風力発電計画に対する決議は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 閉会中の継続審査の申し出（4件）

- 議長（宮本裕之） 日程第41、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の各委員長より、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 以上で、本日の日程を全部終了しました。会議を閉じます。ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。9月6日の開会から本日までの21日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。とりわけ本議会は、平成30年度歳入歳出決算の認定についてご承認いただきました。非常に厳しい財政状況ではありますが、財政の健全化を図り、将来にわたり、持続可能な財政基盤づくりに向け、職員一丸となり取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝をご記念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（宮本裕之） 閉会に当たり、一言申し上げます。9月議会定例会は、9月6日から26日まで長期にわたり開会され、全議案が可決されました。本定例会は、決算議会とも称され、非常に中身の濃い9月定例会でありました。議員、執行部の各位には、大変ご苦労さまでした。実りの秋を迎えておりますが、異常気象と思われる豪雨、長雨や猛暑は、農作物を初めさまざまな分野に影響を及ぼしています。さらに台風17号は、芸北地域で収穫前のリンゴの落下や倒木等の大きな被害をもたらしました。被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。日本列島は、災害列島といわれるぐらい災害が多く発生し、いまだに不便な生活を送られている被災者の方々が多くいらっしゃいます。一日も早い復旧、復興を願っているものであります。また、北広島町議会では、昨年に引き続き、10月から議会報告会を開催します。住民の意を酌んだ報告会になることを期待しています。食欲の秋、スポーツの秋です。無理は禁物、議員各位は、くれぐれもご自愛され、議会活動に精励されることをお願いいたします。また、行政

におかれましては、今会期中に議論された議員の意見、要望等を町政に反映していただくよう
要望しておきます。これで、令和元年第3回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 29分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~